

大阪府男女いきいきプラス事業者認証制度実施要綱

（目的）

第1条 大阪府男女共同参画推進条例（平成14年大阪府条例第6号）第11条に基づき、男女共同参画の推進に関する事業者の自主的な取組を促進するとともに、大阪全体で女性活躍推に向けた取組を推進するため、男女いきいきプラス事業者認証制度（以下「本制度」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 本制度は、男女いきいき・元気宣言事業者登録制度実施要綱（平成15年1月6日施行）に基づく登録を行っている企業、財団法人、社団法人等（以下「事業者」という。）を対象とする。

（認証要件）

第3条 大阪府は次の第一号から第三号のすべてに該当する事業者を男女いきいきプラス事業者として認証する。

- 一 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び都道府県労働局への届出を行っていること。
- 二 厚生労働省のホームページ「女性の活躍推進企業データベース」又は自者ホームページ等で、一般事業主行動計画の公表を行っていること。
- 三 前号に掲げるホームページで女性の職業選択に資する情報を、常時100人以下の労働者を雇用する事業者は全16項目中1項目以上、常時101人以上300人以下の労働者を雇用する事業者は16項目中5項目以上、常時301人以上の労働者を雇用する事業者は全16項目中9項目以上公表していること。また常時101人以上の労働者を雇用する事業者は「管理職に占める女性労働者の割合」及び「男女の賃金の差異」の項目を必ず公表していること。ただし、経過措置として、令和8年3月31日時点で認証済の事業者については、認証更新時に本要件を適用する。

（認証手続）

第4条 男女いきいきプラス事業者の認証手続きは、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業者は、認証（更新）申請書（様式第1号）に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届の写し及び事業者で策定した女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の写しを添付のうえ、申請するものとする。
- 二 大阪府は、前号の申請のあった事業者について、別に定める審査を行い、認証の可否を決定する。
- 三 前号の決定を行ったときは、その結果を速やかに当該事業者に通知する。なお、認証することを決定した事業者（以下「認証事業者」という。）に対しては、認証書（様式第2号）を発行するものとする。
- 四 認証事業者から汚損、紛失、事業者名の変更などの理由により認証書の再発行の申出があった場合は、認証書（様式第2-2号）を発行するものとする。

（有効期間）

第5条 認証の有効期間は、認証日から5年間又は女性活躍推進法に基づき都道府県労働局へ届出た行動計画の計画期間の終了日のうち早く到達する日までとする。

2 認証事業者は、有効期間の終了を迎えるにあたり、認証を継続して受けようとする場合は、有効期間の終了する時点までに認証（更新）申請書（様式第1号）により更新の申請をするものとする。

（男女いきいきプラス認証シンボルマーク）

第6条 認証事業者は、男女いきいきプラス認証シンボルマークを使用することができる。

（認証事業者の支援）

第7条 大阪府は、次に掲げる措置等により認証事業者の支援に努めるものとする。

- 一 男女いきいきプラス認証事業者として大阪府の広報媒体での紹介
- 二 前号に掲げるもののほか、認証事業者の取組を支援するための措置

（表彰）

第8条 大阪府は、認証事業者のうち、女性活躍の推進に関する取組を積極的に行っている事業者について、知事表彰を実施することができる。

（変更の申出）

第9条 認証事業者は、次に掲げる第一号から第三号に変更があった場合又は第四号に該当する場合は、速やかに変更届出書（様式第3号）により、届け出なければならない。

- 一 事業者の名称
- 二 代表者の氏名
- 三 所在地
- 四 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の変更届を都道府県労働局に提出した場合

（認証の辞退）

第10条 認証事業者は、認証の要件を満たさなくなったとき、又は認証継続の意思を失ったときは、認証辞退届出書（様式第4号）により、届け出なければならない。

（認証の抹消）

第11条 大阪府は、認証事業者について、認証の要件を満たさなくなったとき、前条の辞退届出書の提出があったとき、又は明らかに本制度の趣旨に反するなど、認証を継続することが不相当であると判断した場合は、その認証を抹消することができる。

（その他）

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成30年3月30日から施行する。ただし、第4条第一号に定める申請の受付は平成30年4月1日から開始する。

附則 この要綱は、平成30年12月11日から施行する。

附則 この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。